

【別紙1 公用】

保戸第 273 号
令和 6 年 5 月 17 日
保土ヶ谷区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和 5 年 7 月 12 日	保土ヶ谷区福祉保健課	岡沢町	国民健康・栄養調査（根拠法令：健康増進法第 10 条第 1 項）を行うにあたり、対象者年齢により調査項目が異なるので、対象世帯の各世帯員の年齢を確認し、調査項目ごとの対象人数を把握するため